

2026 年 5 月 14 日

吸収合併に関する事後開示書面

東京都豊島区南池袋一丁目 16 番 15 号
株式会社コアコンセプト・テクノロジー
代表取締役 金子武史

当会社を吸収合併存続会社、株式会社 Pros Cons(本店所在地:東京都江東区富岡一丁目 26 番 15 号飯田ビル 5 階 A 室)を吸収合併消滅会社とする吸収合併手続(以下「本件合併」といいます。)に関する、会社法第 801 条第 1 項及び会社法施行規則第 200 条に定める事項は以下のとおりです。

記

1. 吸収合併が効力を生じた日

2026 年 4 月 1 日

2. 吸収合併消滅会社における株主の差止請求に関する手続の経過

会社法第 784 条の 2 に基づき、吸収合併消滅会社に対して本件合併をやめることを請求した株主はいませんでした。

3. 吸収合併消滅会社における反対株主の株式買取請求に関する手続の経過

吸収合併消滅会社の株主は、吸収合併消滅会社の特別支配会社である当会社のみであるため、該当する事項はありません。

4. 吸収合併消滅会社における新株予約権の買取請求に関する手続の経過

吸収合併消滅会社は新株予約権を発行していないため、該当する事項はありません。

5. 吸収合併消滅会社における債権者保護手続の経過

会社法第 789 条第 2 項に基づき、官報及び電子公告にて債権者に対する公告を行いました。が、会社法第 789 条第 1 項に基づく異議を述べた債権者はいませんでした。

6. 吸収合併存続会社における株主の差止請求に関する手続の経過

会社法第 796 条の 2 に基づき、当会社に対して本件合併をやめることを請求した株主はいませんでした。

7. 吸収合併存続会社における反対株主の株式買取請求に関する手続の経過

会社法第 797 条第 3 項及び第 4 項に基づき、本件合併の効力発生日の 20 日前の日までに電子公告を行いました。が、会社法第 797 条第 1 項に基づく株式の買取請求をされた株主はいませんでした。

8. 吸収合併存続会社における債権者保護手続の経過

会社法第 799 条第 2 項に基づき、官報及び電子公告にて債権者に対する公告を行いました
が、会社法第 799 条第 1 項に基づく異議を述べた債権者はいませんでした。

9. 吸収合併により吸収合併存続会社が吸収合併消滅会社より承継した重要な権利義務に関する事項

当会社は、本件合併の効力発生日である 2026 年 4 月 1 日をもって、吸収合併消滅会社から資産、
負債その他の権利義務の一切を引き継ぎました。

10. 吸収合併消滅会社の事前開示事項

別紙のとおり。

11. 吸収合併による変更の登記をした日

2026 年 4 月 9 日に申請し、5 月 1 日に登記完了いたしました。

12. 上記に掲げるもののほか、吸収合併に関する重要な事項

特にありません。

以上

別紙 1: 吸収合併消滅会社の事前開示書面

2026 年 2 月 18 日

吸収合併に関する事前開示書面

東京都江東区富岡一丁目 26 番 15 号飯田ビル 5 階 A 室

株式会社 Pros Cons

代表取締役 安部正一郎

当会社を吸収合併消滅会社、株式会社コアコンセプト・テクノロジー（本店所在地: 東京都豊島区南池袋一丁目 16 番 15 号）を吸収合併存続会社とする吸収合併手続に関する、会社法第 782 条第 1 項及び会社法施行規則第 182 条に定める事項は以下のとおりです。

記

1. 吸収合併契約の内容

別紙 1 のとおり。

2. 合併対価(吸収合併存続会社が、吸収合併に際して吸収合併消滅会社の株主に対してその株式に代えて交付する金銭等を意味する。)の相当性に関する事項及び合併対価について参考となるべき事項

本合併に際して、当会社の株主に対して吸収合併存続会社である株式会社コアコンセプト・テクノロジーの株式その他資産の交付は行いません。また、本合併により吸収合併存続会社の資本金及び資本準備金は増加しませんが、いずれについても、吸収合併存続会社は当会社の発行済株式の全部を所有していることから、相当であると判断しております。

3. 吸収合併にかかる新株予約権の定め相当性に関する事項

該当事項はありません。

4. 計算書類等に関する事項

(1) 吸収合併存続会社の最終事業年度(2024 年 1 月 1 日から 2024 年 12 月 31 日まで)に係る計算書類等の内容
別紙 2 のとおり。

(2) 吸収合併存続会社の最終事業年度の末日(2024 年 12 月 31 日)後に生じた重要な財産の処分、重大な債務の負担その他の会社財産の状況に重要な影響を与える事象の内容
該当事項はありません。

(3) 吸収合併消滅会社の最終事業年度の末日(2024 年 12 月 31 日)後に生じた重要な財産の処分、重大な債務の負担その他の会社財産の状況に重要な影響を与える事象の内容
該当事項はありません。

5. 吸収合併が効力を生ずる日(2026年4月1日予定)以後における吸収合併存続会社の債務(異議を述べることができる吸収合併消滅会社の債権者に対して負担する債務に限る。)の履行の見込みに関する事項

本合併は、抱合せ株式消滅差損が発生することから合併差損が生じるものでありますが、本合併の効力発生日後の吸収合併存続会社の資産の額は負債の額を上回る見込みです。

また、吸収合併存続会社の収益状況及びキャッシュフロー等を鑑みて、吸収合併存続会社の負担する債務については、本合併の効力発生日以降も履行の見込みがあると判断しております。

6. 本書面の備置開始日後に上記の事項につき変更が生じたときにおける当該変更後の内容
該当事項はありません。

別紙1:吸収合併契約

合併契約書

株式会社コアコンセプト・テクノロジー(以下「甲」という。)及び株式会社 Pros Cons(以下「乙」という。)は、合併に関し、以下のとおり合意したので、末尾記載の日付で、本合併契約書(以下「本契約」という。)を締結する。

第1条 合併の方法

本契約に定める諸条件に基づき、甲及び乙は合併して、甲は存続し、乙は解散する。本契約に基づく合併を以下「本件合併」という。

第2条 合併当事者

甲及び乙の商号及び住所は以下のとおりである。

甲 : 株式会社コアコンセプト・テクノロジー
東京都豊島区南池袋一丁目 16 番 15 号

乙 : 株式会社 Pros Cons
東京都江東区富岡一丁目 26 番 15 号飯田ビル 5 階 A 室

第3条 合併対価の交付

甲は、乙の全株式を所有していることから、本件合併に際して、乙の株主に対して、その保有する株式に代わる金銭等(甲の株式及び金銭を含む。)を交付しないものとする。

第4条 資本金及び準備金

本件合併により、甲の資本金及び準備金の額は増加しないものとする。

第5条 効力発生日

本件合併がその効力を生ずる日(以下「効力発生日」という。)は、2026 年 4 月 1 日とする。但し、合併手続の進行に応じ必要があるときは、甲乙協議の上、これを変更することができる。

第6条 合併承認総会

1. 甲は、2026 年 3 月 31 日までに、会社法第 795 条第 1 項に基づき株主総会を招集し、本契約の承認及び本件合併に必要な事項に関する決議を求めるものとする。なお、合併手続の進行に応じ必要があるときは、甲及び乙は協議の上、期日を変更することができる。
2. 乙は、会社法第 784 条第 1 項に定める略式合併の要件を満たすことから、本契約に関する株主総会の承認を得ることなく本件合併を行うものとする。

第7条 財産及び権利義務の引継ぎ

乙は、2024 年 12 月 31 日現在の乙の貸借対照表その他同日現在の計算を基礎とし、これに効力

発生日までの増減を加除した資産、負債及び権利義務の一切を効力発生日において甲に引き継ぎ、甲はこれを承継する。

第8条 善管注意義務

甲及び乙は、本契約締結の日から効力発生日前日に至るまで、善良な管理者の注意をもって、業務の執行及び財産の管理運営を行うものとし、その財産及び権利義務に重要な影響を及ぼす行為については、予め甲乙協議し合意の上、これを行う。

第9条 従業員の処遇

甲は、効力発生日に乙の従業員を引き継ぐものとし、従業員の処遇については、別途甲乙協議の上これを定める。

第10条 合併条件の変更及び合併契約の解除

本契約締結の日から効力発生日前日までの間において、天災地変その他の事由により、甲若しくは乙の資産状態若しくは経営状態に重大な変更が生じたとき、又は本件合併の実行に重大な支障となる事象若しくは著しく困難にする事象が生じたときは、甲乙協議の上、合併条件を変更し、又は本契約を解除することができる。

第11条 本契約の効力

本契約は、法令に定める関係官庁等の承認が得られないときは、その効力を失う。

第12条 契約内容の変更

本契約の内容は、甲及び乙の書面による合意によってのみ変更することができる。

第13条 完全合意

本契約は、本契約に含まれる事項に関する甲乙間の完全な合意を構成し、口頭又は書面によるものを問わず、甲乙間の本契約に定める事項に関する事前の合意、表明及び了解に優先する。

第14条 分権可能性

本契約のいずれかの条項又はその一部が無効又は執行不能と判断された場合であっても、本契約の残りの規定及び一部が無効又は執行不能と判断された規定の残りの部分は、継続して完全に効力を有し、甲及び乙は、当該無効若しくは執行不能の条項又は部分を適法とし、執行力を持たせるために必要な範囲で修正し、当該無効若しくは執行不能な条項又は部分の趣旨並びに法律的及び経済的に同等の効果を確保できるように努めるものとする。

第15条 準拠法及び合意管轄

本契約の準拠法は日本法とし、本契約に関連して生じた紛争については、東京地方裁判所を第一審の専属的合意管轄裁判所とする。

第16条 本契約に定めのない事項

本契約に定める事項の他、本件合併に関し必要な事項は、本契約の趣旨に従い、甲乙協議の上で定める。

本契約成立の証として、本書 1 通を作成し、各当事者署名又は記名捺印の上、甲が原本を、乙がその写しを保有する。但し、電子署名サービスを用いる場合には、本書の電子ファイルを作成し、それぞれ合意の後電子署名を施し、各自その電子ファイルを保管する。

2026 年 2 月 13 日

甲： 東京都豊島区南池袋一丁目 16 番 15 号
株式会社コアコンセプト・テクノロジー
代表取締役 金子武史

乙： 東京都江東区富岡一丁目 26 番 15 号飯田ビル 5 階 A 室
株式会社 Pros Cons
代表取締役 安部正一郎

別紙2:吸収合併存続会社の最終事業年度に係る計算書類等

吸収合併存続会社は、有価証券報告書等の開示書類を関東財務局へ EDINET にて提出しています。そのため、本項目に該当する最終事業年度の計算書類等は、当該システムにて閲覧可能です。

別紙 2 : 吸収合併消滅会社の事前開示書面(変更開示)

2026 年 5 月 14 日

吸収合併に関する事前開示書面(変更開示)

東京都江東区富岡一丁目 26 番 15 号飯田ビル 5 階 A 室

株式会社 Pros Cons

代表取締役 安部正一郎

当会社(以下、「吸収合併消滅会社」といいます。)は、2026 年 2 月 13 日付で株式会社コアコンセプト・テクノロジー(以下「吸収合併存続会社」といいます。)との間で吸収合併契約を締結し、2026 年 4 月 1 日を効力発生日とする吸収合併手続(以下「本合併」といいます。)を行うことといたしました。

本合併に関しましては、会社法第 782 条第 1 項及び会社法施行規則第 182 条の規定に基づき、2026 年 2 月 18 日に事前開示事項の備置を開始しておりますが、吸収合併存続会社の 2026 年 2 月 19 日付取締役会において 2025 年 12 月期に係る計算書類が承認され、また、吸収合併消滅会社の 2026 年 2 月 19 日付定時株主総会において 2025 年 12 月期に係る計算書類が承認されたことに伴い、吸収合併存続会社及び吸収合併消滅会社の新たな最終事業年度が存在することとなりましたので、会社法施行規則第 182 条第 1 項第 6 号の規定に基づき、下記のとおり変更後の事項を開示いたします。

なお、項目番号及び別紙番号は、2026 年 2 月 18 日付「吸収合併に関する事前開示書面」と対応しており、変更箇所を下線で示しております。

記

4. 計算書類等に関する事項

- (1) 吸収合併存続会社の最終事業年度(2025 年 1 月 1 日から 2025 年 12 月 31 日まで)に係る計算書類等の内容
別紙 2 のとおり。
- (2) 吸収合併存続会社の最終事業年度の末日(2025 年 12 月 31 日)後に生じた重要な財産の処分、重大な債務の負担その他の会社財産の状況に重要な影響を与える事象の内容
該当事項はありません。
- (3) 吸収合併消滅会社の最終事業年度の末日(2025 年 12 月 31 日)後に生じた重要な財産の処分、重大な債務の負担その他の会社財産の状況に重要な影響を与える事象の内容
該当事項はありません。

別紙 2: 吸収合併存続会社の最終事業年度に係る計算書類等

吸収合併存続会社は、有価証券報告書等の開示書類を関東財務局へ EDINET にて提出しています。そのため、本項目に該当する最終事業年度の計算書類等は、当該システムにて閲覧可能です。